**給付（新制度）**

**2022年度　JASSO給付奨学金「継続願」入力手続における注意事項**

1. **給付奨学金 継続希望の確認について<C-あなたの個人情報>**

現在、支援区分の見直し等により振込状態が「保留中」「停止中」であっても、継続願提出の対象です。

1. **併用貸与者について**

貸与奨学金（第一種と第二種）の貸与を受けている方は、それぞれの奨学生番号ごとに継続願の入力が必要です。忘れずに手続をしてください。

1. **送信後の受付番号について**

全ての項目を入力し情報を送信すると、１６桁の受付番号が表示されますので必ずメモを取るなど

して控えてください。また１度送信した情報は訂正が出来ませんので、必ず送信前に内容を確認してください。

1. **適格認定について**

皆さんから継続願が提出された後、大学において**「適格認定」**を行います。皆さんの人物・学業・経済状況を確認し、**「継続」「警告」「廃止」**のいずれかに認定します。認定区分によっては、４月以降の奨学金が入金されません。なお、給付奨学金は貸与奨学金より厳しい基準で認定されます。

1. **入力期限について**

**２０２３年１月３１日（火）２５:００まで**（年末年始は入力が出来ません。）

指定期限までに手続が完了されない場合は、自動的に「廃止」となります。「復活」は出来ませんので、十分ご注意ください。

1. **授業料減免について**

　本給付奨学生は、2023年度前期も高等教育修学支援制度に係る授業料減免の継続を希望する場合は、「大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書（A様式2）」を提出する必要があります。提出期限は継続願提出と同じ**２０２３年１月３１日（火）２５:００まで。**

1. **返還が必要になる場合について**

国費を財源としている給付奨学金の支給を受ける奨学生は、給付奨学生としての自覚を持って学業に精励しなければなりません。学業成績が著しく不良である場合は、学年の始期に遡り、給付奨学金の返還を求められる場合があります。